

2020 年度 学生募集要項（国内版・海外版）訂正表

2021 年 4 月（春学期）入学生対象

事業創造大学院大学

2020 年度（2021 年度春学期入学生対象）学生募集要項（国内版・海外版）の各試験区分内の出願資格に関する記載内容に一部訂正がございます。

関係者の皆様にはご迷惑をおかけしますとともに下記のとおり訂正いたします。

※なお、ホームページ上に公開中の学生募集要項（PDF 版）は訂正済みのものです。

記

訂正表

| 該当箇所                                       | 訂正（前）  | 訂正（後）   |
|--|--|---|
| 試験 A-1 企業・団体等推薦入試<br>P.4 1.出願資格            | <p>P.4 1.出願資格</p> <p>③次の (a) ~ (j) のいずれかの資格を満たす者</p> <p>(a) 日本の大学を卒業した者及び卒業見込みの者</p> <p>(b) <u>学校教育法第 104 条の第 4 項の規定</u>により、学士の学位を授与された者及び授与見込みの者</p> <p>(d) 外国の学校が行う通信教育を <u>日本</u>において履修することにより当該国の 16 年の課程を修了した者及び修了見込みの者</p> <p>(e) <u>日本</u>において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程 <u>(文部科学大臣指定外国大学日本語校)</u>を修了した者及び修了見込みの者</p> <p>(g) <u>高度専門士の称号を付与された者及び付与見込みの者</u></p> | <p>P.4 1.出願資格</p> <p>③次の (a) ~ (j) のいずれかの資格を満たす者</p> <p>(a) 大学を卒業した者及び卒業見込みの者</p> <p>(b) <u>大学改革支援・学位授与機構</u>により、学士の学位を授与された者及び授与見込みの者</p> <p>(d) 外国の学校が行う通信教育を <u>我が国</u>において履修することにより当該国の 16 年の課程を修了した者及び修了見込みの者</p> <p>(e) <u>我が国</u>において、<u>文部科学大臣</u>が外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者及び修了見込みの者</p> <p>(g) <u>文部科学大臣により指定された専修学校の専門課程を修了した者及び修了見込みの者</u></p> |
| 試験 A-2 社会人入試<br>国内版 P.9/海外版 P.10<br>1.出願資格 | <p>国内版 P.9/海外版 P.10</p> <p>1.出願資格</p> <p>②次の (a) ~ (j) のいずれかの資格を満たす者</p> <p>(a) 日本の大学を卒業した者及び</p>  | <p>国内版 P.9/海外版 P.10</p> <p>1.出願資格</p> <p>②次の (a) ~ (j) のいずれかの資格を満たす者</p> <p>(a) 大学を卒業した者及び卒業見</p>   |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | <p>卒業見込みの者</p> <p>(b) <u>学校教育法第104条の第4項の規定</u>により、学士の学位を授与された者及び授与見込みの者</p> <p>(d) 外国の学校が行う通信教育を<u>日本</u>において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者及び修了見込みの者</p> <p>(e) <u>日本</u>において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程<u>(文部科学大臣指定外国大学日本語校)</u>を修了した者及び修了見込みの者</p> <p>(g) <u>高度専門士の称号を付与された者及び付与見込みの者</u></p>   | <p>込みの者</p> <p>(b) <u>大学改革支援・学位授与機構</u>により、学士の学位を授与された者及び授与見込みの者</p> <p>(d) 外国の学校が行う通信教育を<u>我が国</u>において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者及び修了見込みの者</p> <p>(e) <u>我が国</u>において、<u>文部科学大臣</u>が外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者及び修了見込みの者</p> <p>(g) <u>文部科学大臣</u>により指定された<u>専修学校の専門課程</u>を修了した者及び修了見込みの者</p>  |
| <p>試験 A-3 一般入試</p> <p>国内版 P.15／海外版 P.17</p> <p>1.出願資格</p> | <p>国内版 P.15／海外版 P.17</p> <p>1.出願資格</p> <p>②次の(a)～(j)のいずれかの資格を満たす者</p> <p>(a) <u>日本の大学</u>を卒業した者及び卒業見込みの者</p> <p>(b) <u>学校教育法第104条の第4項の規定</u>により、学士の学位を授与された者及び授与見込みの者</p> <p>(d) 外国の学校が行う通信教育を<u>日本</u>において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者及び修了見込みの者</p> <p>(e) <u>日本</u>において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程<u>(文部科学大臣指定外国大学日本語校)</u>を修了した者及び修了見込みの者</p> <p>(g) <u>高度専門士の称号を付与された者及び付与見込みの者</u></p> | <p>国内版 P.15／海外版 P.17</p> <p>1.出願資格</p> <p>②次の(a)～(j)のいずれかの資格を満たす者</p> <p>(a) 大学を卒業した者及び卒業見込みの者</p> <p>(b) <u>大学改革支援・学位授与機構</u>により、学士の学位を授与された者及び授与見込みの者</p> <p>(d) 外国の学校が行う通信教育を<u>我が国</u>において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者及び修了見込みの者</p> <p>(e) <u>我が国</u>において、<u>文部科学大臣</u>が外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者及び修了見込みの者</p> <p>(g) <u>文部科学大臣</u>により指定された<u>専修学校の専門課程</u>を修了した者及び修了見込みの者</p> |

以上